

あそびーず 会則

(名称)

第1条 本会は、「あそびーず」と称する。

(目的)

第2条 本会は、創造的な活動を通して心を自由にし、人間力を高め地域の中で豊かに生きるための後押しとすることを目的とする。

創造活動により、自己肯定感を高め、他者理解、相互刺激により、楽しい時間を過ごすことを大切にする。

これに共感する人を増やす。

(活動)

第3条 本会は、目的達成のため、様々なジャンルの創造的な活動を、主に府中市内にて行う。

例：コラージュ、消しゴムハンコづくり、自由な書（墨を使った自由創作）、
パステルアート、絵の具遊び、言葉あそび ほか

(会員)

第4条 本会の会員は、会則の主旨に賛同する者。

(会費)

第5条 会員は、入会金として1,000円を支払う。

(運営体制)

第6条 会員個人が提案した活動に賛同者がいる場合に活動を実施する。

課題が生じた場合、都度話し合いを行い、問題解決にあたる。

(会計)

第7条 会の経費は入会金、参加費を当て、1年に1度、会計報告を行う。

附則

1 この会則は、令和7年11月1日から施行する。